

鈴鹿市公告第12号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により三重県鈴鹿保健所長（狂犬病予防員）から次の犬を抑留した旨の通知があったので、同条第8項の規定により公告する。

令和6年2月19日

鈴鹿市長 末松 則子

1 抑留日

令和6年2月16日

2 抑留期限

令和6年2月27日

3 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	鈴鹿市高岡台	雑種	白茶	雄	中	91日以上	

4 連絡先

鈴鹿市環境部環境政策課総務グループ

電話 059-382-9014

三重県鈴鹿保健所衛生指導課

電話 059-382-8674